十　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知
十一　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理
十二　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知
十三　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
十四　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
十五　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○農林水産省告示第四百五十一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第六項の規定に基づき、昭和二十六年七月十日農林省告示第二百五十五号（漁港の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

岩手県の部大槌の項漁港の区域の欄を次のように改める。

大槌	ア点	北緯三十九度二十一分〇二秒四五七〇 東経百四十一度五十六分〇九秒四〇三三
	イ点	北緯三十九度二十分四十秒一四〇九 東経百四十一度五十五分五十七秒一五七七
	ウ点	北緯三十九度二十分四十九秒五九七七 東経百四十一度五十四分五十四秒七四五一
	エ点	北緯三十九度二十分五十二秒四九一七 東経百四十一度五十四分四十四秒七二一六
	オ点	北緯三十九度二十一分十三秒八一七 東経百四十一度五十四分二十九秒九一一七
	カ点	北緯三十九度二十一分十四秒一三五四 東経百四十一度五十四分三十秒六三四九
	キ点	北緯三十九度二十一分十四秒七一一三 東経百四十一度五十四分三十秒五一三一
	ク点	北緯三十九度二十一分十九秒三九八九 東経百四十一度五十四分二十七秒三六六九
	ケ点	北緯三十九度二十一分二十一秒四一九〇 東経百四十一度五十四分二十六秒一三八八
	コ点	北緯三十九度二十一分二十四秒九一九五 東経百四十一度五十四分二十九秒八三三六
	サ点	北緯三十九度二十一分三十二秒一六一〇 東経百四十一度五十四分五十五秒〇五一五
	シ点	北緯三十九度二十一分二十四秒一三四八 東経百四十一度五十五分十三秒一三八三
	ス点	北緯三十九度二十一分二十秒四七七四 東経百四十一度五十五分十七秒二三二九
	セ点	北緯三十九度二十一分十九秒一五三六 東経百四十一度五十五分二十七秒六二二八
	ソ点	北緯三十九度二十一分十六秒〇五〇九 東経百四十一度五十五分三十八秒三八〇八
	タ点	北緯三十九度二十一分十二秒三六八四 東経百四十一度五十五分五十六秒八三八〇
	チ点	北緯三十九度二十一分〇八秒六七七六 東経百四十一度五十六分〇八秒六〇五九

一　保安林の所在場所　新潟県五泉市橋田字八反坂己七九七、己七九八、己八二七の三、己八二八の一、己八二九の一、己八三〇の一、己八三八から己八四一まで、己八四三の一、己八四四、己八四六の一、己八四七、己八四八、己八五三、己八五四、己八五五の一、己八五九、己八八四から己八九七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字八反坂己七九七、己七九八、己八二七の三、己八二八の一、己八二九の一、己八三〇の一、己八三八から己八四一まで、己八四三の一、己八四四、己八四六の一、己八四七、己八五三、己八五四、己八五五の一、己八五九、己八八四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び五泉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市不動沢字荒戸川原一三七四の一、一三七四の子、東谷字崩六二三九の一、六二四〇から六二四二まで、字荒戸川原六二四三、六二四四、六二五三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆